

富田林市で創業をお考えの方へ

富田林市で実施する創業支援セミナー等の特定創業支援等事業に参加し、当該支援を受けたことの証明書を発行された方は、下記のメリットを受けることが可能となります。

①～③のメリットについては富田林市独自施策です。④～⑥のメリットは他の自治体共通です。

証明書による6つのメリット

富田林市 独自



①富田林市創業支援補助金

富田林市内で新たに創業される方に対して、創業時にかかる費用（店舗等改装費・広告宣伝費）の2分の1、最大30万円補助。

富田林市 独自



③富田林市創業支援融資利子補給金

日本政策金融公庫から創業に係る融資を受けられた方を対象に、借入から1年間に支払った利子額の2分の1、最大5万円補給。

富田林市 独自



②富田林市空き店舗活用支援事業 補助金の補助限度額引き上げ

市内空き店舗を活用し事業を行う方に対して、店舗等改装費の2分の1、最大20万円補助のところ最大50万円補助に引き上げ。

※限度額の引き上げにはその他要件がございます。

④新規開業・スタートアップ支援資金の 貸付金利引き下げ

【日本政策金融公庫】

新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げ対象として借入を利用できます。

⑤登録免許税が軽減

株式会社又は合同会社設立の際にかかる登録免許税が軽減されます。株式会社の場合、資本金の0.7%⇒0.35%に減免されます。（最低税額は15万円のところ7.5万円に減免）

⑥創業関連保証の早期利用開始

【大阪信用保証協会】

創業2か月前から対象となる創業関連保証の特例について、事業開始6か月前から利用の対象になります。

※特定創業支援等事業の詳細や証明書の発行方法についてはうら面をご確認ください。

※各メリットには、別途条件や審査がありますので必ず利用できるものではありません。

また、本市独自メリットの利用を検討中の方は、事前に商工観光課へご相談ください。

問い合わせ

富田林市 産業部 商工観光課

電話：0721-25-1000 内線481

MAIL:syoukoukankou@city.tondabayashi.lg.jp

特定創業支援等事業とは

創業支援セミナー

- 経営・財務・人材育成・販路開拓の4つの分野の知識をそれぞれの専門家が講師となり、セミナーを開催します。
- 1回約2時間のセミナーを全4回開催し、創業に関する知識を習得します。
- 創業支援セミナーは、富田林市、羽曳野市で年4回実施しています。（日程については本市ウェブサイト等で掲載します。）



個別支援事業

商工会の経営指導員が経営・財務・人材育成・販路開拓の4つの分野の知識について、個別相談を実施いたします。

※創業セミナーを4回すべて受講された場合、下記の証明書を発行することができます。

支援を受けたことの証明書とは

内容

上記の特定創業支援等事業を受け、下記の対象者に該当する者へ証明書を発行します。証明書の発行を受けることでおもて面の6つのメリットを受けることが可能となります。

対象者

以下の①または②に該当し、6か月以内に創業を行う具体的な計画を有する者。

- ①創業を行おうとする者…事業を営んでいない個人
- ②創業後5年未満の者…事業を開始した日から5年を経過していない個人又は法人

※現在、「法人の代表者または個人事業主」として「5年以上」事業を行っている者は、証明書を発行することができません。

申請期限

創業支援セミナーを受講した年度の翌年度末まで
例) 令和7年7月受講⇒令和9年3月31日まで

有効期限

令和9年3月31日まで
※現在発行した場合の有効期限です。



※おもて面の6つのメリットを受ける場合、上記の有効期限内にそれぞれの機関へ申請することが必要です。